

土壤汚染対策法における土地の形質の変更届出書 届出要領

令和4年9月作成

本要領は、土壤汚染対策法(以下、「法」という。)第4条の手続きにおける考え方や必要な添付書類等を記載しております。今後、届出の対象となる土地の形質の変更を行われる方は本要領を参考に届出をお願いいたします。

1 法第4条の主旨

土壤汚染のある土地で土地の形質の変更を行うと、「①掘削工事等による汚染土壌の露出」、「②帯水層に接していなかった汚染土壌が帯水層に接する状態になることによる地下水汚染の発生」、「③掘削された汚染土壌が搬出され、盛土への利用又は地下水等に接する形での埋立てや水道水源周辺への埋立て等への利用等による新たな環境リスクの発生」をさせるおそれがあります。

これら環境リスクの発生を防止するため、一定規模以上の土地の形質の変更を行おうとする方には事前に届出を行っていただくことが法により義務付けられております。

2 一定の規模以上の土地の形質の変更を行う際の届出(法第4条第1項)

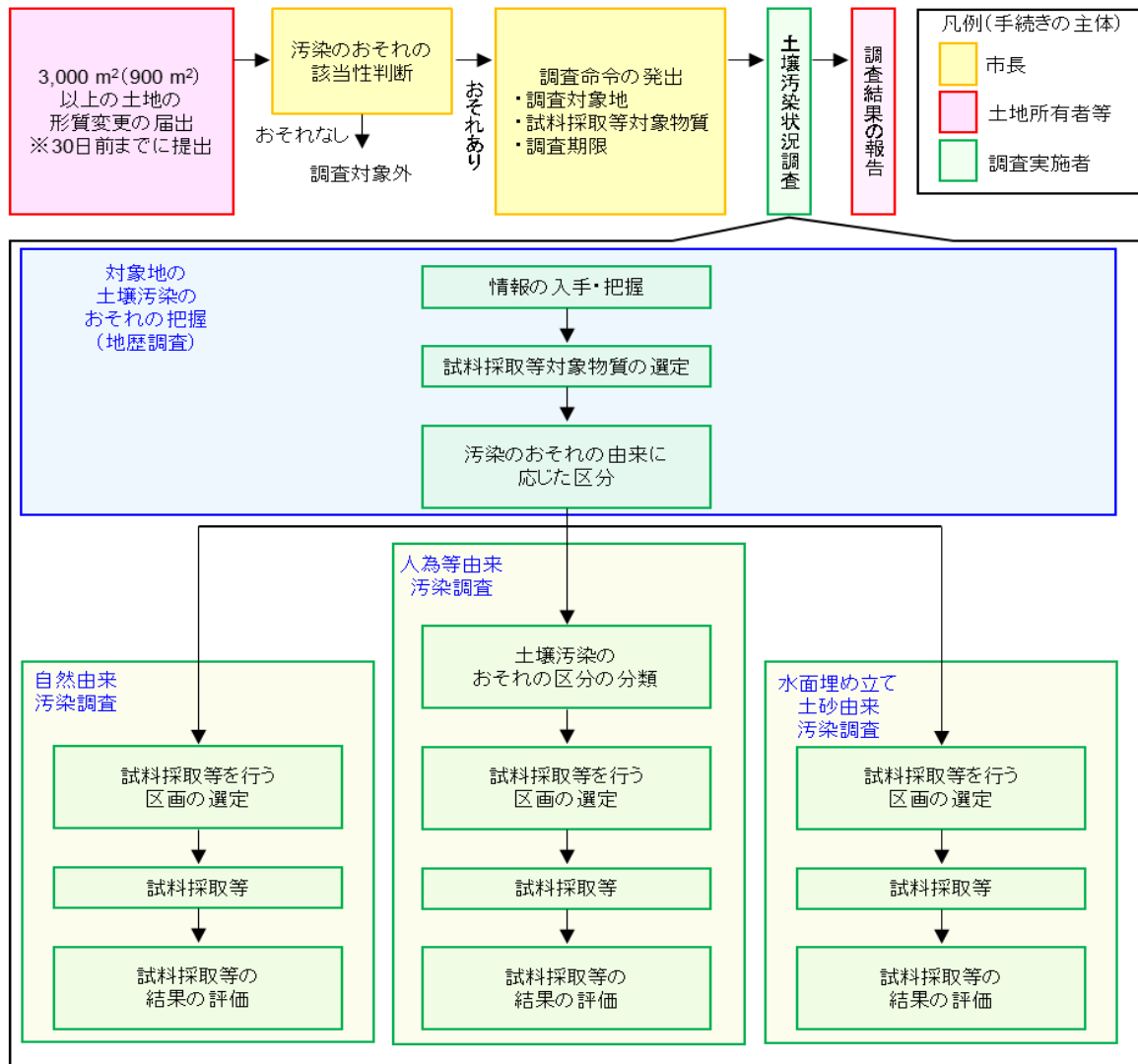


図1. 一定規模以上の土地の形質の変更届出の流れ

(1) 概要

佐世保市内において一定規模(3,000 m²)以上の土地の形質の変更(土地の形状を変更する行為全般をいいます。)をしようとする方は、変更に着手する日の 30 日前までに、佐世保市長に対して「一定の規模以上の土地の形質の変更届出書」による届出を行う必要があります。

この「一定規模(3,000 m²)」は、現に有害物質使用特定施設が設置されている工場・事業場の敷地や、使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場・事業場の敷地(法第 3 条第 1 項ただし書の確認を受けた土地を除く。)については 900 m²となります。

届出された土地が特定有害物質によって汚染されているおそれがあると認められる場合には、土地所有者等(所有者、管理者又は占有者)に対して、その土地の土壤汚染状況調査の実施及びその結果の報告を命じることとなります。

(2) 届出義務者

届出の義務を負う方は、「土地の形質の変更をしようとする者」であり、施行に関する計画の内容を決定する方です。(土地の所有者等とその土地を借りて開発行為等を行う開発業者等の関係では、開発業者等が該当します。また、工事の請負の発注者と受注者の関係では、一般的に発注者が該当します。)

なお、届出義務者が土地の所有者等でない場合にあつては、当該届出や調査命令が発出される可能性について、届出義務者から土地の所有者等に対して十分な説明を行ってください。

(3) 届出提出期限及び必要書類等

- ・ 提出期限: 土地の形質の変更に着手する日の 30 日前まで(契約事務や設計等の準備行為は除く)
- ・ 必要書類: 以下のとおり
 - 1) 一定の規模以上の土地の形質の変更届出書(様式第 6)
 - 2) 土地の形質の変更の対象となる土地の所在地の地図(1:3,000~1.5 万程度の縮尺)
 - 3) 土地の形質の変更にしようとする場所及び深さの範囲を明らかとした平面図、立面図及び断面図
 - ① 平面図: 掘削部分と盛土部分が区別して表示されているもの
 - ② 立面図・断面図: 掘削深度が示されているもの
 - 4) 届出者が土地の所有者等でない場合、土地の登記事項証書その他土地所有者等の所在が明らかとなる書面の写し(「その他土地所有者等の所在が明らかとなる書面」の例は以下のとおり。)
 - ① 土地の所有者の所在を明らかにする書面
土地の売買契約書、土地の形質の変更の工事における請負契約書又は同意書等
 - ② 土地の管理者又は占有者の所在を明らかにする書面
公共施設の占有許可証等
 - 5) 土地利用履歴書(別添様式)
 - 6) 工程表(記載例参照)
 - 7) 土壤汚染状況調査結果報告書(任意)

形質の変更をしようとする土地において、既に環境大臣が指定した指定調査機関による土壤汚染状況調査を実施している場合は、土壤汚染状況調査結果報告書(様式第 7)を添付することが可能です。

(4) 届出先等

・ 届出先

〒857-0851 長崎県佐世保市稲荷町 1-8 佐世保市役所環境部環境保全課

TEL:0956-26-1787 FAX:0956-34-4477

・ 届出部数

2部(1部は受付印を押し、届出者控えとして返却させていただきます。)

(5) 届出が不要な土地の形質の変更

届出が不要な土地の形質の変更は以下のとおりです。届出の要否については事前にご相談ください。

1) 盛土のみの土地の形質の変更の場合

2) 以下の行為に該当する場合

【土地の形質の変更の届出を要しない行為】(規則第 25 条)

- 1 次のイ～ハのいずれにも該当しない行為
 - イ 土壌を形質の変更の対象となる土地の区域外へ搬出すること
 - ロ 土壌の飛散または流出を伴う形質変更を行うこと
 - ハ 土地の形質変更に係る部分の深さが 50 cm 以上であること
- 2 農業を営むために通常行われる行為で 1 のイに該当しないもの
- 3 林業の用に供する作業路網の整備であって 1 のイに該当しないもの
- 4 鉱山関係の土地において行われる土地の形質の変更
- 5 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

(6) 届出時の注意事項

1) 同一の手続きにおいて届出されるべき土地の形質の変更

同一の手続きにおいて届出されるべき土地の形質の変更については、土地の形質の変更が行われる部分が同一の敷地に存在することを必ずしも要しません。同一の事業の計画や目的の下で行われるものであるか否か、個別の行為の時間的近似性、実施主体等を総合的に判断し、それぞれの土地の形質の変更部分の面積を合計して 3,000 m² 以上(現に有害物質使用特定施設が設置されている工場・事業場の敷地等については 900 m² 以上)となる場合には、まとめて一の土地の形質の変更として届出してください。

2) 「土地の所有者等の所在を明らかにする書類」について

(3) 4)に記載のとおり、届出者が土地の所有者等でない場合、土地の所有者の所在を明らかにするため土地の登記事項証明書等を添付する必要があります。しかし、登記事項証明書における土地の所有者と実際の土地の所有者が異なる場合が想定されますので、その際は実際の土地の所有者による当該土地の固定資産税の支払いを証明する書類の添付等をお願いいたします。

また、土地の所有者の死亡により相続人が土地の所有権を有している場合、戸籍謄本及び住民票の写し等を添付していただき相続人であることを証する書類の添付をお願いいたします。

3) アスファルト舗装された土地の形質の変更について

(6) 2)に記載している「土地の形質の変更に係る部分の深さ」とは、現在の地表面(アスファルト舗装されている場合は、アスファルト面)からの深さとなります。(例えば、道路が60cmの構造物(アスファルト+路盤)で覆われている場合、その構造物をはがす行為は地表から深さ50cm以上まで掘削することになるため、土地の形質の変更に該当します。)

しかし、アスファルト面のみを掘削する場合は、原地盤の形質が変更されませんので、土地の形質の変更に該当しません。

掘削例	イメージ図	土地の形質変更の該当性	掘削深さ[cm]	届出の要否
原地盤まで掘削		該当	50 cm未満	不要※
			50 cm以上	必要
路盤材まで掘削 (原地盤に触れる場合)		該当	50 cm未満	不要※
			50 cm以上	必要
路盤材の一部まで掘削		非該当		
アスファルトのみ掘削		非該当		

凡例

- アスファルト (表層+基層)
- 路盤材(上層路盤+下層路盤)
- 原地盤 (路床を含む)
- 掘削深度

※土壌を区域外に搬出せず、土壌の飛散流出を伴う形質変更ではない場合に限りです。

図2. アスファルト舗装が アスファルト+路盤材+原地盤 で構成される土地における届出の要否

掘削例	イメージ図	土地の形質変更の該当性	掘削深さ[cm]	届出の要否
原地盤まで掘削		該当	50 cm未満	不要※
			50 cm以上	必要
アスファルトのみ掘削 (原地盤に触れる場合)		該当	50 cm未満	不要※
			50 cm以上	必要
アスファルトの一部を掘削		非該当		

凡例

- アスファルト (表層+基層)
- 原地盤 (路床を含む)
- 掘削深度

※土壌を区域外に搬出せず、土壌の飛散流出を伴う形質変更ではない場合に限りです。

図3. アスファルト舗装が アスファルト+原地盤 で構成される土地における届出の要否

3 法第4条第2項調査について

法第4条の手続きにおいて汚染のおそれを的確に捉え、迅速に行政判断を行えるようにするため、土地の形質の変更を行う方は当該土地の所有者等の全員の同意を得て、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染状態についてあらかじめ環境大臣が指定した指定調査機関に調査させ、その結果を法第4条第1項の届出に併せて提出することができます。

4 法第4条第3項調査について(調査命令)

土地の形質の変更の届出を佐世保市が受けた場合において、その土地が「特定有害物質によって汚染されているおそれがある基準」に該当すると認めるときは、土地の所有者等に対し、環境大臣が指定した指定調査機関に調査させて、その結果を報告するよう命じます。ただし、その土地の土壌汚染状況調査の結果の提出(法第4条第2項)があった場合は、この限りではありません。

調査報告期限について、調査の障害となる構造物のない更地の場合は、命令から 120 日程度を目安として設定されます。

【特定有害物質によって汚染されているおそれがある土地の基準】(規則第 26 条)

- 1 土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しないことが明らかである土地であること。
- 2 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体が埋められ、飛散し、流出し、又は地下に浸透した土地であること。
- 3 特定有害物質をその施設において製造し、使用し、又は処理する施設に係る工場又は事業場の敷地である土地又は敷地であった土地であること。
- 4 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体をその施設において貯蔵し、又は保管する施設に係る工場又は事業場の敷地である土地又は敷地であった土地であること。
- 5 2～4 までの土地と同等程度に土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しないおそれがある土地であること。

一定の規模以上の土地の形質の変更届出書

年 月 日

佐世保市長 殿

届出者

土壤汚染対策法 第3条第7項 の規定により、一定の規模以上の土地の形質の変更について、次の
第4条第1項

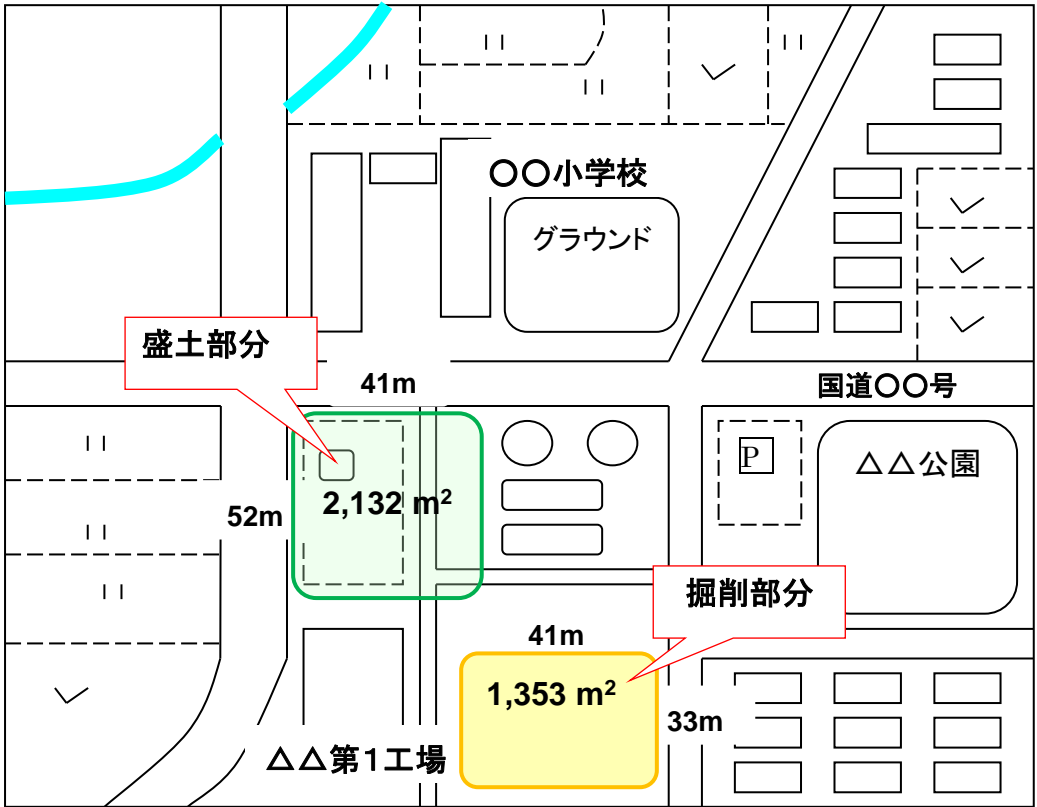
とお届け出ます。

土地の形質の変更の対象となる土地の所在地		
土地の形質の変更の場所		
土地の形質の変更の対象となる土地の面積及び当該土地の形質の変更に係る部分の深さ		
土地の形質の変更の着手予定日		
法第3条第1項の ただし書の確認を 受けた土地において 法第3条第7項 の規定による土地 の形質の変更をする 場合	工場又は事業場の 名称	
	工場又は事業場の 敷地であった土地 の所在地	
現に有害物質使用 特定施設等が設置 されている工場又 は事業場の敷地に おいて法第4条第 1項の規定による 土地の形質の変更 をする場合	有害物質使用特定 施設が設置されて いる工場又は事業 場の名称	
	有害物質使用特定 施設の種類の	
	有害物質使用特定 施設の設置場所	
	特定有害物質の種 類	

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

形質変更を行う場所を明らかにした図面

盛土部分と掘削部分が区分して表示されていること



土地利用履歴書

土地の所在地	
--------	--

年 月 日

項 目	設置の有無※
水質汚濁防止法に基づく特定施設の設置	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
下水道法に基づく特定施設の設置	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
ガソリンスタンドの設置	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

※ 過去も含めて、項目に掲げる施設の設置の有無をチェックしてください。

※ 上記以外でも、過去に設置されていた施設等がわかれば、記載してください。

記載例(任意様式)

工事の工程表

年 月 日	内容	備考

※ おおよその流れが分かれば可（詳細な記載は不要です）

土壤汚染状況調査結果報告書

年 月 日

佐世保市長 殿

報告者

第3条第8項の命令に係る調査
土壤汚染対策法 第4条第2項の 調 査 を行ったので、同項の規定により、次のとおり
第4条第3項の命令に係る調査

報告します。

法第3条第8項又は第4条第3項の命令を受けた年月日	
土壤汚染状況調査を行った場所	
最大形質変更深さより1メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合はその旨、当該試料採取等の対象としなかった深さの位置及び特定有害物質の種類	
土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合していないおそれがある特定有害物質の種類	
土壤汚染状況調査の結果	
分析を行った計量法第107条の登録を受けた者の氏名又は名称	
土壤汚染状況調査を行った指定調査機関の氏名又は名称	
土壤汚染状況調査に従事した者を監督した技術管理者の氏名及び技術管理者証の交付番号	
法第4条第2項の報告において土地の形質の変更をしようとする者が土地の所有者等でない場合にあっては、土地の所有者等の氏名又は名称	

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。